

# 審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

|                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法 令 名：風営適正化法                                                                                                                                                     |
| 根 拠 条 項：第 1 0 条の 2 第 1 項                                                                                                                                         |
| 処 分 の 概 要：特例風俗営業者の認定                                                                                                                                             |
| 原権者（委任先）：島根県公安委員会                                                                                                                                                |
| 法 令 の 定 め：<br>法第 1 0 条の 2 第 2 項（認定申請の手続）<br>添付書類府令第 5 条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類）<br>規則第 2 4 条（特例風俗営業者の認定の基準）、第 2 5 条（特例風俗営業者の認定申請の手続）                                 |
| 審 査 基 準：<br>法第 1 0 条の 2 第 1 項第 2 号<br>「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。 |
| 標 準 処 理 期 間：別紙のとおり                                                                                                                                               |
| 申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）                                                                                                                          |
| 問 合 せ 先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）                                                                                                                  |
| 備 考：<br>法令の定め of 解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日 警察庁生活安全局）第 1 6 を参照すること。                                                               |

## 別紙

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

### 記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。また、経由機関における期間についても、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。